

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 厚生年金の遺族年金と相続税・所得税

Q：サラリーマンであった夫が死亡し、先日、厚生年金保険から、遺族年金が支給される旨の通知がありました。また、厚生年金基金からは、死亡一時金が支給されています。

この遺族年金と死亡一時金の課税関係はどのようなになりますか。

A：遺族年金及び死亡一時金については、相続税も所得税も課税されません。

#### 【解説】

被相続人の死亡によって、遺族が契約に基づかない定期金に関する権利を取得した場合には、その遺族が定期金に関する権利を相続又は遺贈によって取得したものとみなされて、相続税が課税されることになっています。

ご主人の死亡によってあなたが取得された厚生年金保険法による遺族年金をもらう権利も、相続税法上、「契約に基づかない定期金に関する権利」として相続財産とみなされます。

しかし、厚生年金保険法に基づく遺族年金は、遺族の主たる生活資源であり、その支給の趣旨（社会保障）と担税力等を考慮し、同法に非課税規定が設けられていますので、相続税は課税されません。所得税についても非課税となっています。

また、企業によっては厚生年金基金を設立し、従業員が死亡した場合には死亡一時金を支給しているところもありますが、この死亡一時金についても相続税、所得税は課税されません。

